

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和三年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ作成）
- 二 測量の地域 奈良市西狭川町ほか
- 三 測量の終了年月日 令和三年一月二十九日